

# 学校子どものいじめ防止基本方針

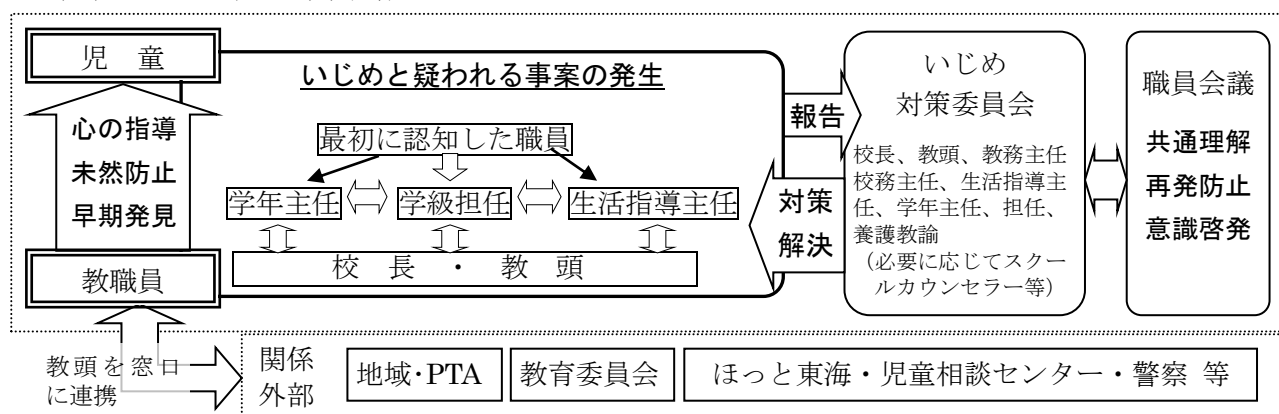
東海市立船島小学校

## 1 いじめの防止に対する基本的な考え方

- (1) いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が組織的に取り組む。
- (2) いじめの早期発見に努め、もし、いじめが発見された場合は、いじめ・不登校対策委員会を開き、調査を実施し早期解決を図る。また、重大事態については、市教委に報告し、市教委担当指導主事、東海警察署員、東海市青少年育成センタースクールサポーターにも必要に応じて会に参加していただき、調査の検討・分析、対応にあたる。
- (3) 学校は、いじめの解決を図るとともに、被害児童とその保護者への適切な情報提供と支援、加害児童とその保護者への助言を行う。

## 2 いじめ防止対策組織と役割

### (1) いじめ防止対策組織



- (2) いじめ・不登校対策委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生活指導主任、担任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーを加える。そこで話し合った内容や必要な情報は、全職員に伝え、共通理解と意識啓発を図る。面談要望やいじめ、いじめが疑われる行為を発見した場合は、情報を集約・整理し、必要に応じて、委員会の招集を求める。
- (3) 「学校子どものいじめ防止基本方針」を、児童、保護者、地域住民に対して説明する場を設けたり、ホームページや学校だよりに公表したりするなど、情報発信や意識啓発を行う。
- (4) 発見されたいじめ事案については、事実確認を行い、今後の対応を決め実行するとともに、重大事態については、教育委員会の判断に応じて行動する。

## 3 具体的な取り組みの内容

- (1) 人権尊重の精神を培うために、一人一人がかけがえのない存在であることや、自分にも相手にもよさがあることに気付かせ、一人一人の可能性をのばすようにする。また、偏見や差別を許さない態度や基本的人権を尊重する態度を育てる。
- (2) 特別活動において、学校への所属感を深め、学年や学級を超えた幅広い集団の中で共に生きる喜びを高め合う指導に努める。
- (3) 月1回の情報交換を行い、職員間の共通理解を図りながら、いじめ・不登校の問題をもつ児童の早期発見・早期解決に努める。
- (4) いじめに関するアンケートをもとにした教育相談を年間3回行い、児童の心の状態を把握し、問題があれば学年主任や管理職等に報告し、対応策を講じる。また、いじめ・不登校対策委員会において報告し、全職員の共通理解を図る。
- (5) いじめ・不登校等の実態の把握（観察など）及び事例研究会を推進し、問題の解決と教師の力量向上を図る。
- (6) いじめと疑われる事案が発生した場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ不登校対策委員会が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消を行う。